

入札のご案内

第1回 立木資格付一般競争入札

入札日：令和5年7月20日（木）

国有林材をご利用いただきありがとうございます。



写真：南魚沼郡湯沢町大字三国東谷山国有林 89は林小班（分収造林）

中越森林管理署

新潟県南魚沼市美佐島61-8

TEL 025-772-2143

FAX 025-772-2635

令和5年度第1回立木資格付一般競争入札のご案内

拝 啓

初夏の候、皆様にはますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

日頃から中越森林管理署の業務運営に対しまして格別なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、今年度第1回立木資格付一般競争入札を
令和5年7月20日（木）に実施することといたしました。

つきましては、別紙のとおり現地案内を行いますので販売物件を熟覧のうえ、公売にご参加していただきますようお願い申し上げます。

地域の林産業活性化のため、地域材を活用した木材利用の推進を図っていくことが大切であると考えておりますので、今後とも国有林材のご愛顧、ご愛用の程よろしくようお願い申し上げます。

当日の皆様方のご来署を心よりお待ちしております。

敬 具

中越森林管理署長 澤 井 良 一

現地案内について

現地案内を下記の日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集ください。
なお、お尋ねの点がございましたら当森林管理署か下記の連絡先にお問い合わせいたします。

物件番号	案内日時	集合場所	案内者
1～3号	令和5年6月21日(水) 9時00分～	湯沢町役場 駐車場 (新潟県南魚沼郡 湯沢町神立 300)	湯沢森林事務所 首席森林官 中島 豪威 TEL: 025-784-2276

集合場所

1～3号物件 集合場所



公 売 公 告

令和5年6月5日

分任契約担当官

中越森林管理署長 澤井 良一

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年7月20日（木）

入札開始 10時30分

締 切 10時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

中越森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒949-6608

新潟県南魚沼市美佐島61-8 中越森林管理署

(2) 到着期限 令和5年7月19日（水） 17時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は**入札日当日**としてください。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「立木販売物件一覧表」等のとおりです。

ア 物件番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項及び入札条件等は、別添「特記事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年7月28日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.00%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を中越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書の中越森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書（案）
 - ア 販売物件明細書：中越森林管理署又は中越森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
 - イ 契約書（案）：中越森林管理署で閲覧して下さい。
中越森林管理署のホームページアドレス
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/chuetu/index.html>
- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）
上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報
ホームページを閲覧できない方は、中越森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

中越森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：025-772-2143 FAX 番号：025-772-2635

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

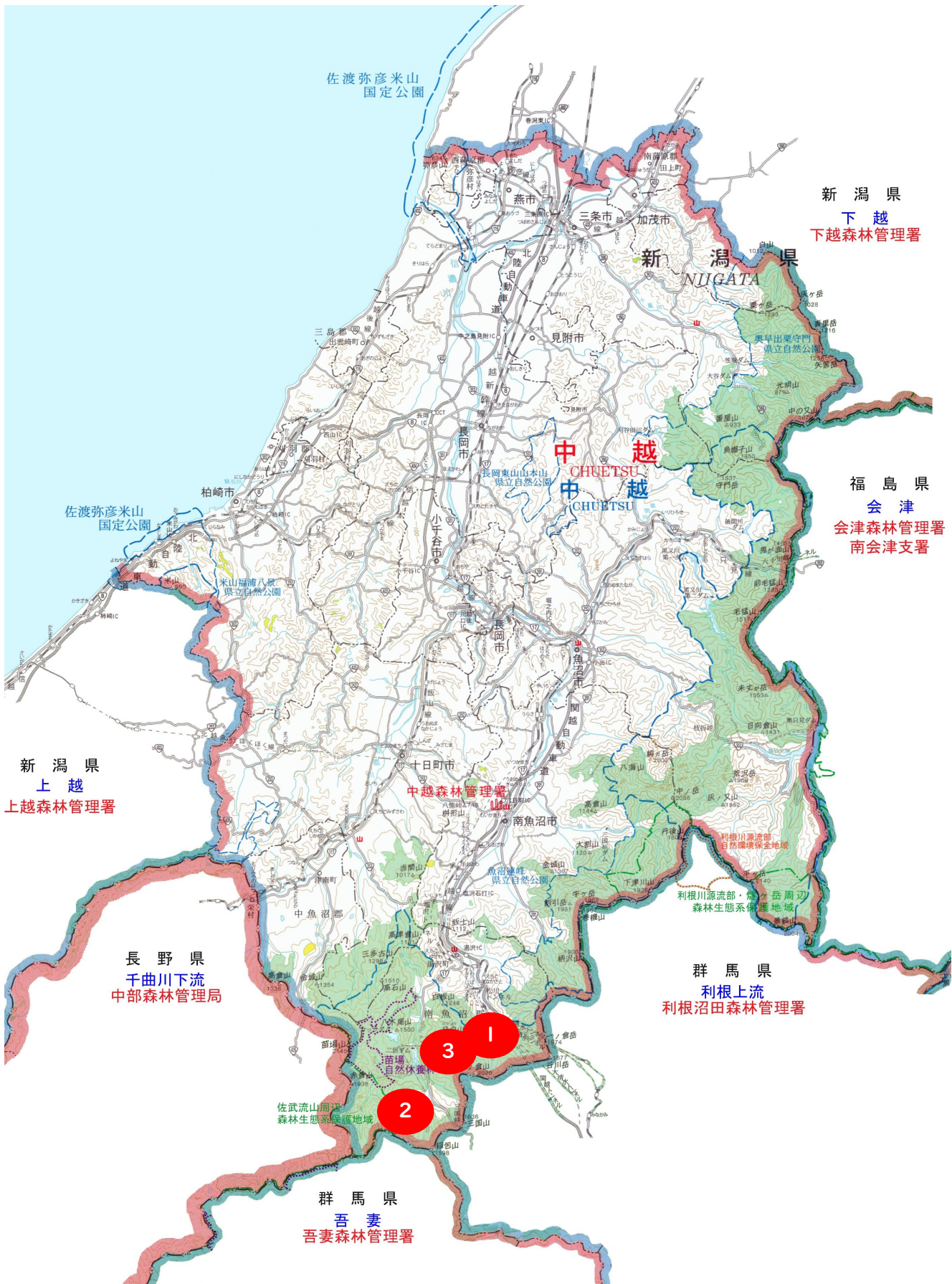
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

第1回 立木公売物件 一覧表

物件番号	森林事務所	国有林名	林小班名	樹種	伐採種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m³)	林齢	国有林 官行造林等
1	湯沢	西山東山	126わ2①	スギ外	皆伐	5.66	3,999	1,936.19	63	分収育林
	湯沢	西山東山	126わ2②	スギ外	皆伐	4.27	3,808	2,313.12	63	
	湯沢	西山東山	126わ2③	スギ外	皆伐	4.39	3,253	1,908.29	63	
						小計	14.32	11,060	6,157.60	
2	湯沢	三国山	74わ	スギ	皆伐	1.63	※2,297	※1,199.35	63	国有林
			74か1	スギ外	皆伐	0.89	※638	※429.93	69	
			74か2	カラマツ外	皆伐	0.55	※462	※189.59	69	
			74よ	スギ外	皆伐	0.25	272	163.66	80	
						小計	3.32	3,669	1,982.53	
3	湯沢	東谷山	89は	スギ外	皆伐	2.46	3,565	2,324.40	64	分収造林
						合計	18,294	10,464.53		

※標準地調査

第1回立木公売 物件位置図



第1号物件 明細書

1 物件所在地 南魚沼郡湯沢町大字土樽字西山東山国有林126わ2①・②・③林小班			
2 伐採種	皆伐	3 総計面積	14.32 ha
4 搬出期間	36 カ月		

用材区分	樹種	生被	本数	材積	備考
一般材N	スギ	生立木	3031 本	3234.57 m3	
	カラマツ	生立木	4 本	3.59 m3	
一般材N計			3035 本	3238.16 m3	
低質材N	スギ	生立木	3743 本	2663.92 m3	
	カラマツ	生立木	3 本	2.84 m3	
低質材N計			3746 本	2666.76 m3	
一般材L	ブナ	生立木	7 本	12.57 m3	
	ホオノキ	生立木	1 本	1.14 m3	
	サウグルミ	生立木	1 本	1.38 m3	
	ウダイカンバ	生立木	1 本	1.46 m3	
	トチノキ	生立木	1 本	0.91 m3	
	シナノキ	生立木	1 本	1.21 m3	
一般材L計			12 本	18.67 m3	
低質材L	低質材L	生立木	4267 本	234.01 m3	
	低質材L計			4267 本	234.01 m3
合計			11060 本	6157.60 m3	
特記事項等	全伐区毎木調査(樹高曲線)。				

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	入札金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

第1号物件 伐区別明細書(毎木調査:樹高曲線)

林小班	伐採種	林齢	面積										
126わ2①	皆伐	63	5.66										
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)	樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)		
スギ	一般材	20	17	2	0.54	カラマツ	一般材	32	22	1	0.88		
		22	17	7	2.24		小計	*32	*22	1	0.88		
		24	18	23	9.20		低質材	32~38	22~24	2	2.16		
		26	19	36	17.64		小計	*34	*23	2	2.16		
		28	20	58	34.80	樹種計						3	3.04
		30	20	70	47.60	N計						2104	1846.09
		32	20	66	50.16	ブナ	一般材	62	24	1	2.93		
		34	20	90	75.60			68	20	1	2.90		
		36	21	92	89.24		小計	*64	*22	2	5.83		
		38	21	71	75.26	樹種計						2	5.83
		40	22	83	101.26	ホオノキ	一般材	46	16	1	1.14		
		42	23	55	76.45		小計	*46	*16	1	1.14		
		44	23	53	79.50	樹種計						1	1.14
		46	23	33	53.13	低質材L	低質材	4~70	5~22	1892	83.13		
		48	24	21	38.22		小計	*10	*7	1892	83.13		
		50	24	16	31.04	樹種計						1892	83.13
		52	25	8	17.36	L計						1895	90.10
		54	26	7	16.94								
		56	22	1	2.11								
		56	23	1	2.22								
		56	24	3	7.02								
		56	26	2	5.12								
		56	27	1	2.68								
		58	26	1	2.71								
		60	24	1	2.61								
		62	27	1	3.16								
		小計		*36	*21	802	843.81						
		低質材		6~60	5~26	1299	999.24						
		小計		*32	*20	1299	999.24						
		樹種計				2101	1843.05						

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)
126わ2① (毎木: 樹高曲線) 計	一般材	N	803	844.69
	低質材	N	1301	1001.40
	一般材	L	3	6.97
	低質材	L	1892	83.13
	計			3999

第1号物件 伐区別明細書(毎木調査:樹高曲線)

林小班	伐採種	林齢	面積													
126わ2②	皆伐	63	4.27													
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)	樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)					
スギ	一般材	16	14	1	0.15	カラマツ	一般材	32	24	2	1.92					
		18	15	1	0.19		小計	*32	*24	2	1.92					
		20	17	7	1.89		低質材	28	22	1	0.68					
		22	17	20	6.40		小計	*28	*22	1	0.68					
		24	18	36	14.40	樹種計					3	2.60				
		26	19	52	25.48	N計					2545	2224.47				
		28	20	96	57.60	ブナ	一般材	32	14	1	0.51					
		30	20	122	82.96		一般材	34	16	1	0.65					
		32	20	129	98.04		一般材	34	19	1	0.76					
		34	20	123	103.32		一般材	52	25	1	2.21					
		36	21	135	130.95		一般材	66	19	1	2.61					
		38	21	126	133.56	小計	*44	*19	5	6.74						
		40	22	113	137.86	樹種計					5	6.74				
		42	23	98	136.22	サワグルミ	一般材	42	23	1	1.38					
		44	23	77	115.50		小計	*42	*23	1	1.38					
		46	23	59	94.99	樹種計					1	1.38				
		48	24	50	91.00	ウダイカンバ	一般材	48	19	1	1.46					
		50	24	28	54.32		小計	*48	*19	1	1.46					
		52	25	20	43.40	樹種計					1	1.46				
		54	26	11	26.62	トチノキ	一般材	42	15	1	0.91					
		56	24	2	4.68		小計	*42	*15	1	0.91					
		56	25	1	2.45	樹種計					1	0.91				
		56	26	1	2.56	シナノキ	一般材	42	20	1	1.21					
		58	24	1	2.47		小計	*42	*20	1	1.21					
		58	25	3	7.77	樹種計					1	1.21				
		60	25	1	2.74	低質材L	低質材	4~100	5~26	1254	76.95					
		62	25	1	2.89		小計	*10	*7	1254	76.95					
		64	25	1	3.05	樹種計					1254	76.95				
		小計				*36	*21	1315	1383.46	L計					1263	88.65
		低質材				6~58	5~26	1227	838.41							
		小計				*30	*19	1227	838.41							
		樹種計						2542	2221.87							

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)
126わ2② (毎木: 樹高曲線) 計	一般材	N	1317	1385.38
	低質材	N	1228	839.09
	一般材	L	9	11.70
	低質材	L	1254	76.95
	計			3808

第1号物件 伐区別明細書(毎木調査:樹高曲線)

林小班	伐採種	林齢	面積										
126わ2③	皆伐	63	4.39										
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)	樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)		
スギ	一般材	20	17	8	2.16	カラマツ	一般材	32	20	1	0.79		
		22	17	15	4.80		小計	*32	*20	1	0.79		
		24	18	28	11.20	樹種計						1	0.79
		26	19	47	23.03	N計						2132	1834.36
		28	20	49	29.40	低質材L	低質材	4~72	5~21	1121	73.93		
		30	20	67	45.56		小計	*10	*7	1121	73.93		
		32	20	67	50.92	樹種計						1121	73.93
		34	20	91	76.44	L計						1121	73.93
		36	21	94	91.18								
		38	21	94	99.64								
		40	22	74	90.28								
		42	23	65	90.35								
		44	23	50	75.00								
		46	23	43	69.23								
		48	24	43	78.26								
		50	24	38	73.72								
		52	25	17	36.89								
		54	26	16	38.72								
		56	25	3	7.35								
		56	26	2	5.12								
		60	22	1	2.36								
		60	23	1	2.49								
		66	25	1	3.20								
		小計		*38	*21	914	1007.30						
		低質材		8~50	6~24	1217	826.27						
		小計		*30	*19	1217	826.27						
		樹種計				2131	1833.57						

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)
126わ2③ (毎木: 樹高曲線) 計	一般材	N	915	1008.09
	低質材	N	1217	826.27
	低質材	L	1121	73.93
	計			3253

第1号物件 126わ2①・②・③ 位置図

所在地：南魚沼郡湯沢町大字土樽字西山東山国有林

126わ2①・②・③

皆伐

面積：14.32 ha

1:20,000

伐区①

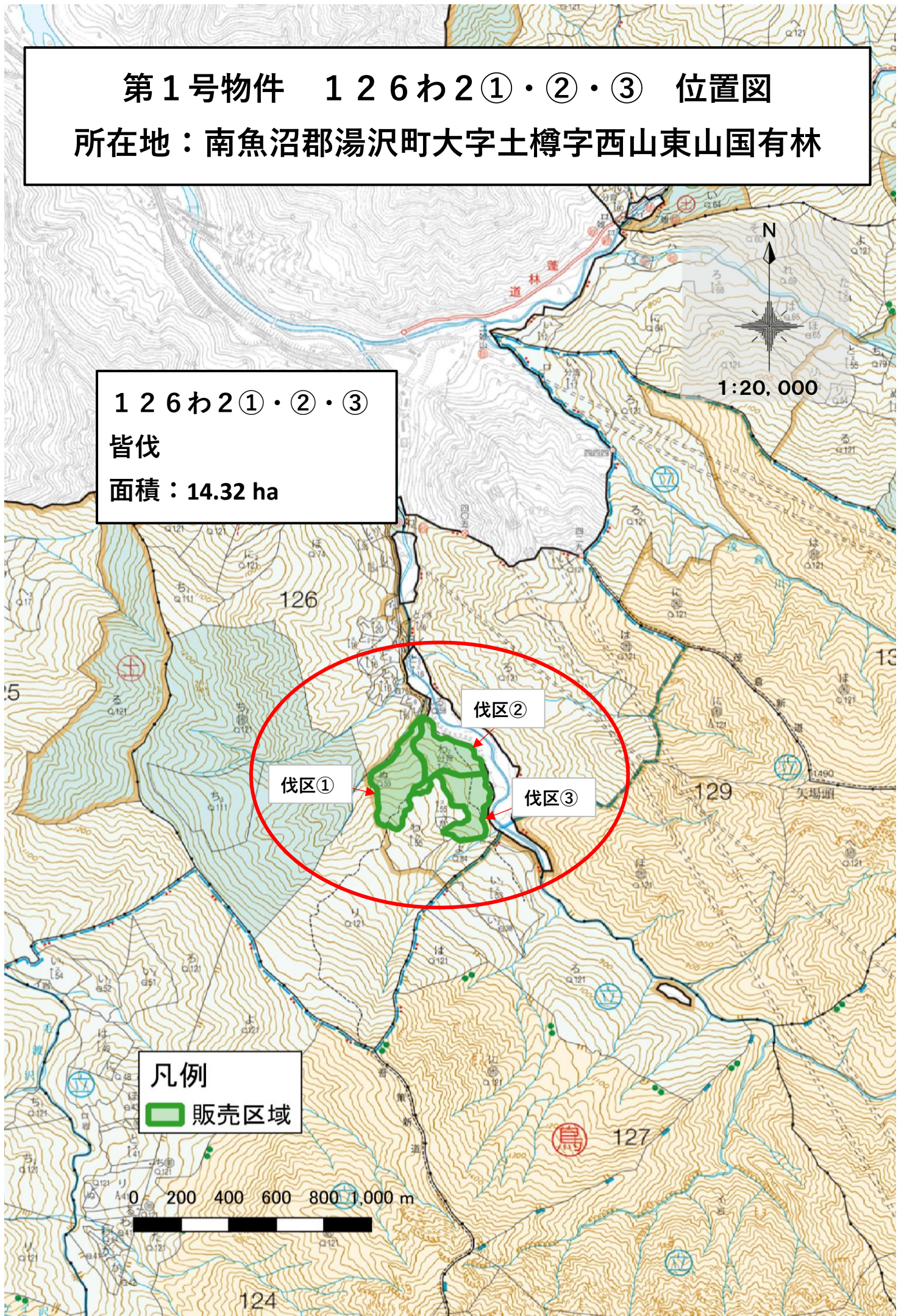
伐区②

伐区③

凡例

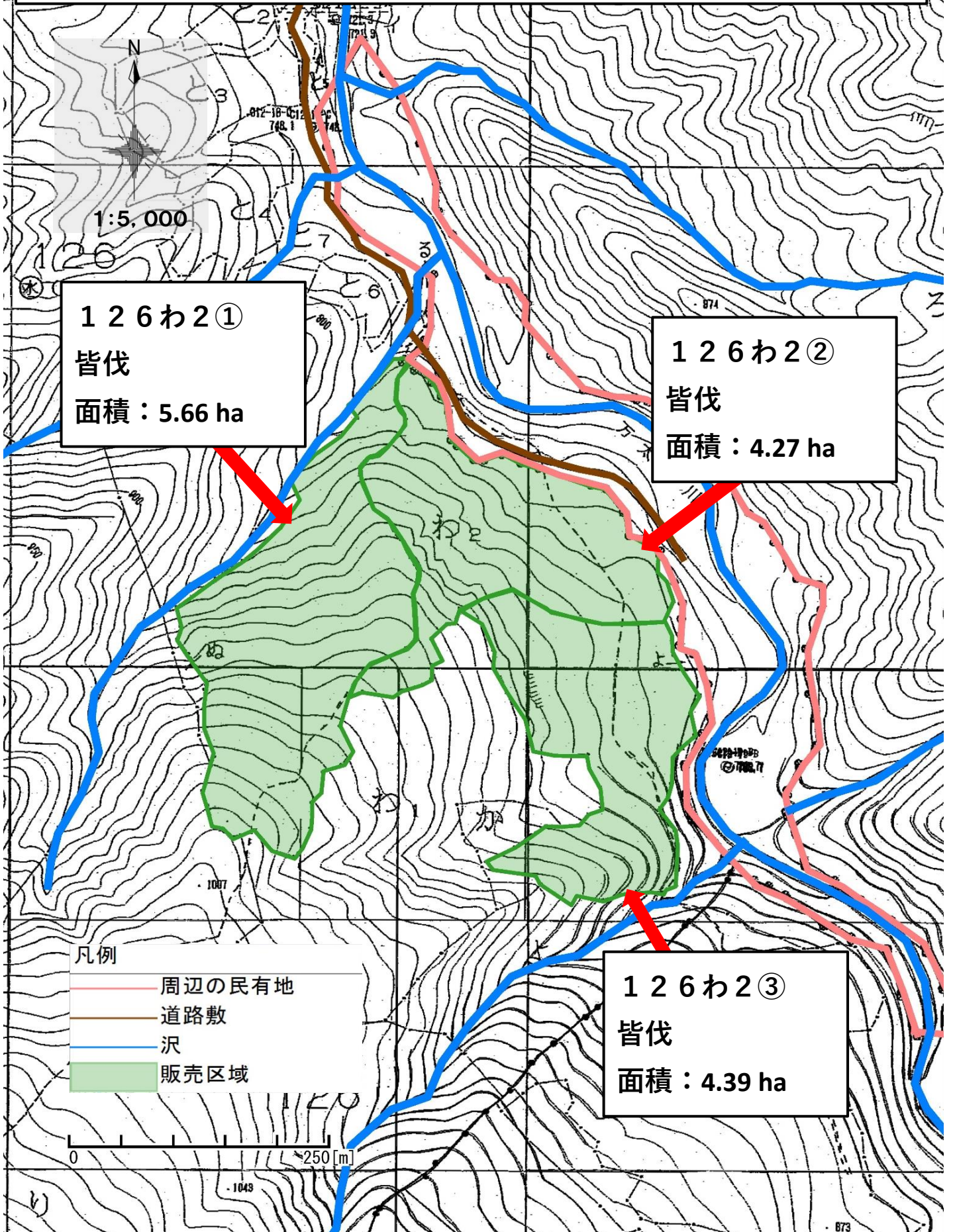
販売区域

0 200 400 600 800 1,000 m



第1号物件 126わ2①・②・③ 位置図

所在地：南魚沼郡湯沢町大字土樽字西山東山国有林



第1号物件 写真



南魚沼郡湯沢町大字土樽字西山東山国有林126わ2林小班



南魚沼郡湯沢町大字土樽字西山東山国有林126わ2林小班

●下記のURLまたはQRコードより360° 画像をご覧いただけます。

<https://r07263881.theta360.biz/t/4831a846-f08a-11ed-bc56-0613720b7bf9-1>



第2号物件 明細書

1 物件所在地 南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林 74わ・か1・か2・よ林小班			
2 伐採種	皆伐	3 総計面積	3.32 ha
4 搬出期間	36 カ月		

用材区分	樹種	生被	本数	材積	備考
一般材N	スギ	生立木	1952 本	1416.74 m3	
	カラマツ	生立木	190 本	176.07 m3	
一般材N計			2142 本	1592.81 m3	
低質材N	スギ	生立木	964 本	308.95 m3	
	カラマツ	生立木	64 本	33.49 m3	
低質材N計			1028 本	342.44 m3	
一般材L			本	m3	
	一般材L計			0 本	0 m3
低質材L	その他広葉樹	生立木	499 本	47.28 m3	
	低質材L計			499 本	47.28 m3
合計			3669 本	1982.53 m3	
特記事項等	74わ・か1・か2林小班は標準地調査。 74よ林小班は毎木調査(樹高曲線)。				

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	入札金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

第2号物件 小班別明細書(標準地調査)

林小班	伐採種	林齢		面積				[換算対象面積 1.63ha] = 換算係数 20.375										
74わ	皆伐	63		1.63				[標準地面積 0.08ha]										
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量		樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量				
				本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)					本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)			
スギ	一般材	16	14	1	0.15	20	3.06	スギ	低質材	12 ~30	12 ~22	37	11.48	750	233.93			
		16	17	1	0.18	20	3.67					小計	*20	*17	37	11.48	750	233.93
		20	16	3	0.75	61	15.28					樹種計		113	58.86	2297	1199.35	
		20	19	1	0.31	20	6.32		N計		113	58.86	2297	1199.35				
		20	20	1	0.32	20	6.52											
		22	18	2	0.68	41	13.86											
		22	19	1	0.36	20	7.34											
		22	20	3	1.14	61	23.23											
		24	17	2	0.76	41	15.49											
		24	18	2	0.80	41	16.30											
		24	19	2	0.86	41	17.52											
		24	20	5	2.25	102	45.84											
		26	19	3	1.47	61	29.95											
		26	20	4	2.08	82	42.38											
		26	21	3	1.65	61	33.62											
		26	23	1	0.61	20	12.43											
		28	19	1	0.56	20	11.41											
		28	20	4	2.40	82	48.90											
		28	21	3	1.89	61	38.51											
		28	22	2	1.32	41	26.90											
		30	19	1	0.64	20	13.04											
		30	20	2	1.36	41	27.71											
		30	21	4	2.84	82	57.87											
		30	22	3	2.25	61	45.84											
		32	21	3	2.40	61	48.90											
		32	22	3	2.55	61	51.96											
		32	23	5	4.45	102	90.67											
		34	21	2	1.78	41	36.27											
		34	22	2	1.86	41	37.90											
		34	23	2	1.96	41	39.94											
		36	22	1	1.03	20	20.99											
		38	22	1	1.12	20	22.82											
		40	23	1	1.28	20	26.08											
42	22	1	1.32	20	26.90													
小計		*28	*20	76	47.38	1547	965.42											
*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。								74わ (標準地) 計	用材区分	樹種	標準地数量		換算数量					
		本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)													
	一般材	N		76	47.38	1547	965.42											
	低質材	N		37	11.48	750	233.93											
		計		113	58.86	2297	1199.35											

第2号物件 小班別明細書(標準地調査)

[換算対象面積 0.89ha] = 換算係数 11.125
[標準地面積 0.08ha]

林小班	伐採種	林齢		面積																				
74か1	皆伐	69		0.89																				
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量		樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量										
				本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)					本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)									
スギ	一般材	18	16	1	0.21	11	2.34	カラマツ	一般材	30	25	1	0.90	11	10.01									
		22	14	1	0.26	11	2.89			30	26	1	0.94	11	10.46									
		28	15	1	0.44	11	4.90			小計		*30	*26	2	1.84	22	20.47							
		28	23	1	0.69	11	7.68		低質材	26	21 ~22	2	1.15	22	12.79									
		30	20	1	0.68	11	7.57									小計		*26	*22	2	1.15	22	12.79	
		30	21	2	1.42	22	15.80		樹種計					4	2.99	44	33.26							
		30	23	1	0.79	11	8.79		N計					49	37.59	539	418.24							
		30	24	1	0.82	11	9.12		低質材L	低質材	10 ~18	10 ~18	9	1.05	99	11.69								
		32	19	1	0.71	11	7.90										小計		*14	*14	9	1.05	99	11.69
		32	20	2	1.52	22	16.91										樹種計					9	1.05	99
		32	22	1	0.85	11	9.46		L計					9	1.05	99	11.69							
		32	24	1	0.94	11	10.46																	
		36	23	1	1.08	11	12.02																	
		36	24	2	2.26	22	25.14																	
		36	25	1	1.19	11	13.24																	
		36	26	1	1.25	11	13.91																	
		38	24	1	1.24	11	13.80																	
		38	25	1	1.30	11	14.46																	
		40	22	1	1.22	11	13.57																	
		40	24	1	1.35	11	15.02																	
		40	26	1	1.48	11	16.47																	
		42	24	1	1.46	11	16.24																	
		42	26	1	1.60	11	17.80																	
		42	27	1	1.67	11	18.58																	
		44	21	1	1.35	11	15.02																	
		46	28	1	2.03	11	22.58																	
		小計		*34	*22	29	29.81		319	331.67														
		低質材		12 ~36	8 ~23	16	4.79		176	53.31														
		小計		*22	*14	16	4.79		176	53.31														
		樹種計				45	34.60		495	384.98														

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	標準地数量		換算数量	
			本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)
74か1 (標準地) 計	一般材	N	31	31.65	341	352.14
	低質材	N	18	5.94	198	66.10
	低質材	L	9	1.05	99	11.69
	計			58	38.64	638

第2号物件 小班別明細書(標準地調査)

林小班	伐採種	林齢		面積				[換算対象面積 0.55ha] = 換算係数 6.875 [標準地面積 0.08ha]																															
74か2	皆伐	69		0.55				樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量		樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	標準地数量		換算数量																	
本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)					本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)																								
カラマツ	一般材	22	21	1	0.41	7	2.82	低質材L	低質材	6 ~20	5 ~14	36	1.93	252	13.29																								
		24	21	1	0.48	7	3.30																																
		24	22	1	0.51	7	3.51																	小計	*10	*10	36	1.93	252	13.29									
		24	23	1	0.53	7	3.64																	樹種計		36	1.93	252	13.29										
		26	19	1	0.51	7	3.51																	L計		36	1.93	252	13.29										
		28	23	1	0.72	7	4.95																																
		30	22	2	1.56	14	10.73																																
		30	24	1	0.86	7	5.91																																
		32	20	1	0.79	7	5.43																																
		32	23	1	0.92	7	6.33																																
		32	24	1	0.96	7	6.60																																
		34	20	1	0.87	7	5.98																																
		34	21	1	0.92	7	6.33																																
		34	22	1	0.97	7	6.67																																
		36	20	1	0.96	7	6.60																																
		36	23	2	2.24	14	15.40																																
		38	22	1	1.16	7	7.98																																
		40	21	1	1.18	7	8.11																																
		40	25	1	1.43	7	9.83																																
		42	22	1	1.36	7	9.35																																
		44	25	1	1.69	7	11.62																																
		46	22	1	1.60	7	11.00																																
			小計	*32	*22	24	22.63																	168	155.60														
			低質材	16 ~30	12 ~23	6	3.01																	42	20.70														
	小計	*24	*19	6	3.01	42	20.70																																
樹種計				30	25.64	210	176.30																																
N計				30	25.64	210	176.30																																

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	標準地数量		換算数量	
			本数 (本)	材積 (m3)	本数 (本)	材積 (m3)
74か2 (標準地) 計	一般材	N	24	22.63	168	155.60
	低質材	N	6	3.01	42	20.70
	低質材	L	36	1.93	252	13.29
	計		66	27.57	462	189.59

第2号物件 小班別明細書(毎木調査:樹高曲線)

林小班	伐採種	林齡	面積										
74よ	皆伐	80	0.25										
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)	樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)		
スギ	一般材	22	13	1	0.24	低質材L	低質材	4~74	5~24	148	22.30		
		24	15	2	0.66		小計	*16	*11	148	22.30		
		26	17	4	1.76	樹種計						148	22.30
		28	19	4	2.24	L計						148	22.30
		30	20	2	1.36								
		32	20	6	4.56								
		34	21	9	8.01								
		36	22	4	4.12								
		38	22	6	6.72								
		40	22	8	9.76								
		42	22	3	3.96								
		44	23	7	10.50								
		46	23	4	6.44								
		48	24	8	14.56								
		50	25	4	8.16								
		52	25	6	13.02								
		56	21	1	2.00								
		56	26	1	2.56								
		58	25	1	2.59								
		60	26	2	5.74								
		60	27	1	3.00								
		62	28	1	3.30								
		72	29	1	4.39								
小計		*42	*22	86	119.65								
低質材		12~52	7~25	38	21.71								
小計		*28	*16	38	21.71								
樹種計				124	141.36								
N計				124	141.36								

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)
74よ (毎木: 樹高曲線) 計	一般材	N	86	119.65
	低質材	N	38	21.71
	低質材	L	148	22.30
	計			272

第2号物件 74わ・か1・か2・よ 位置図
所在地：南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林

74わ・か1・か2・よ
皆伐
面積：3.32 ha

1:20,000

凡例

販売区域

0 200 400 600 800 1,000 m



第2号物件 74わ・か1・か2・よ 詳細図

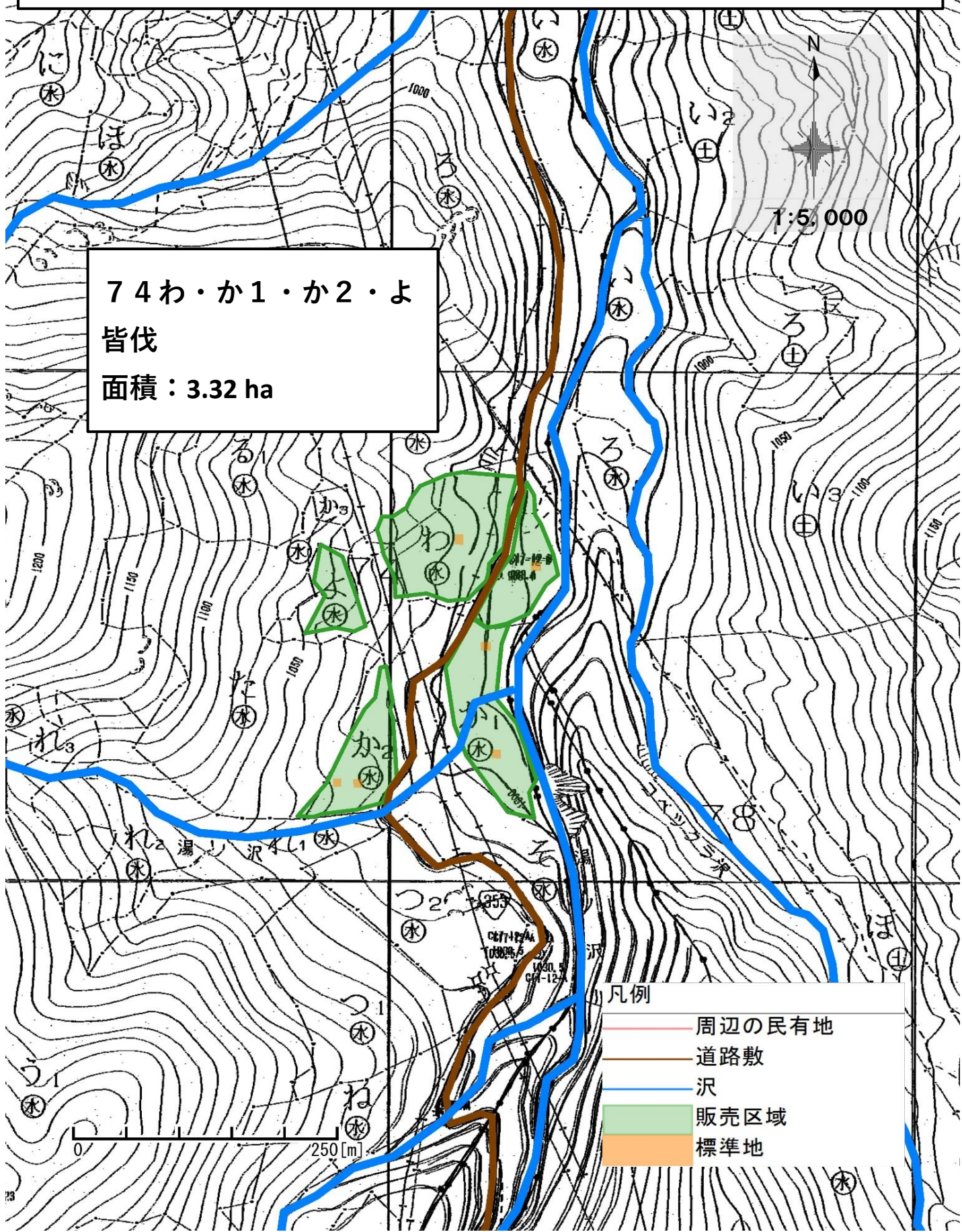
所在地：南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林

74わ・か1・か2・よ
皆伐
面積：3.32 ha

1:5,000

- 凡例
- 周辺の民有地
 - 道路敷
 - 沢
 - 販売区域
 - 標準地

0 250 [m]



第2号物件 写真



南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林 74林班わ小班



南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林 74林班か1小班

●下記のURLまたはQRコードより360° 画像をご覧ください。

<https://r07263881.theta360.biz/t/9215932e-f08e-11ed-ab76-0a8a3e894413-1>



第3号物件 明細書

1 物件所在地 南魚沼郡湯沢町大字三国東谷山国有林 89は林小班			
2 伐採種	皆伐	3 総計面積	2.46 ha
4 搬出期間	36 カ月		

用材区分	樹種	生被	本数	材積	備考
一般材N	スギ	生立木	2359 本	1828.93 m3	
	カラマツ	生立木	3 本	3.34 m3	
一般材N計			2362 本	1832.27 m3	
低質材N	スギ	生立木	1171 本	487.75 m3	
	アカマツ	生立木	1 本	1.74 m3	
低質材N計			1172 本	489.49 m3	
一般材L			本	m3	
	一般材L計			0 本	
低質材L	低質材L	生立木	31 本	2.64 m3	
	低質材L計			31 本	
合計			3565 本	2324.40 m3	
特記事項等	89は林小班は毎木調査(樹高曲線)。				

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	入札金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

第3号物件 小班別明細書(毎木調査:樹高曲線)

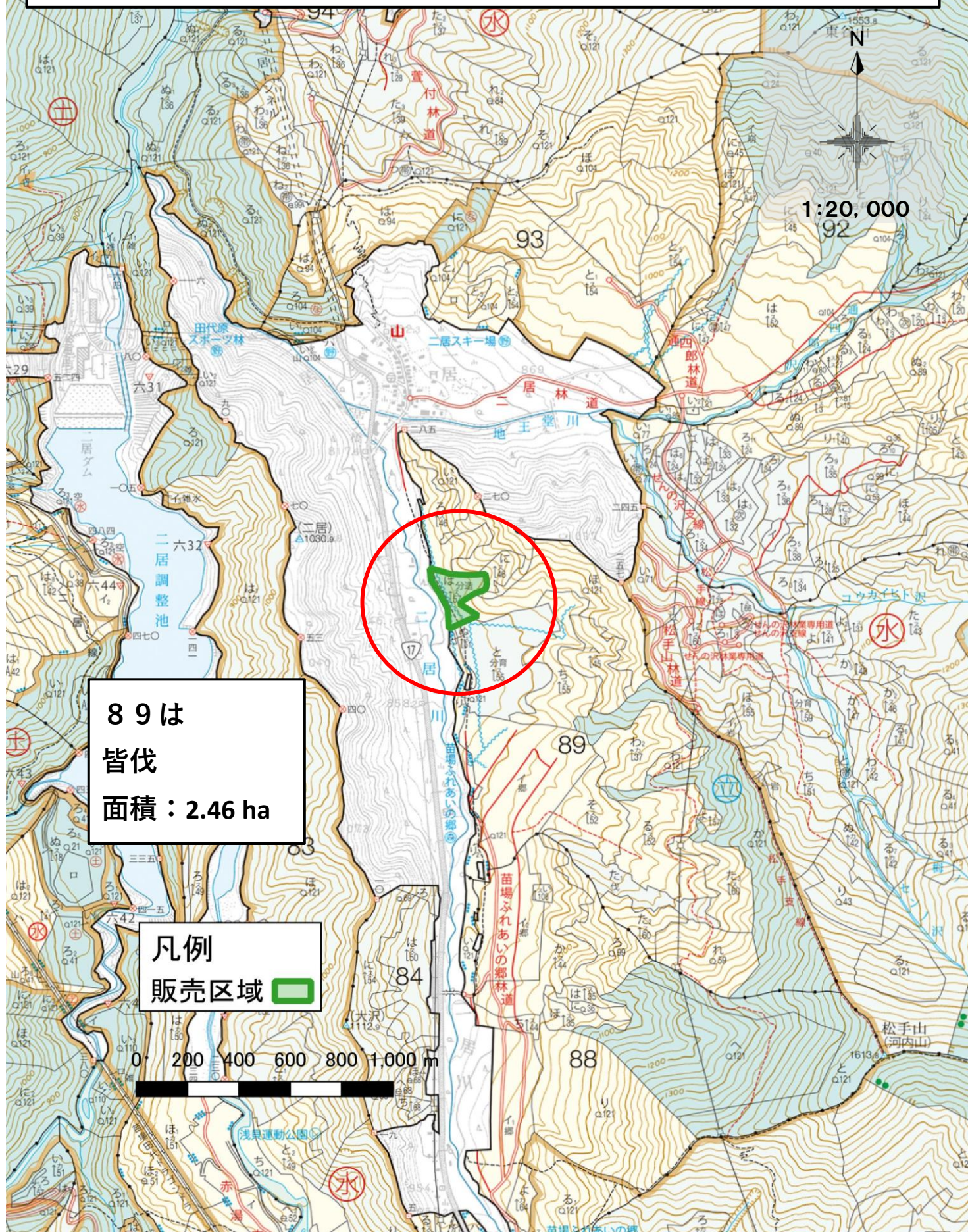
林小班	伐採種	林齢	面積										
89は	皆伐	64	2.46										
樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)	樹種	用材区分	径級 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m3)		
スギ	一般材	14	12	3	0.30	カラマツ	一般材	26	22	1	0.59		
		16	15	8	1.28			32	23	1	0.92		
		18	18	36	8.64			42	29	1	1.83		
		20	20	111	35.52	小計		*32	*25	3	3.34		
		22	20	200	76.00	樹種計				3	3.34		
		24	21	258	121.26	アカマツ	低質材	46	24	1	1.74		
		26	22	351	203.58			小計		*46	*24	1	1.74
		28	23	363	250.47	樹種計				1	1.74		
		30	24	287	235.34	N計				3534	2321.76		
		32	24	240	225.60	低質材L	低質材	4~28	4~19	31	2.64		
		34	25	160	172.80			小計		*12	*9	31	2.64
		36	25	115	136.85	樹種計				31	2.64		
		38	26	98	133.28	L計				31	2.64		
		40	27	54	83.70								
		42	28	38	66.50								
		44	29	20	39.20								
		46	29	7	14.77								
		48	30	6	14.10								
		50	27	2	4.46								
		52	27	1	2.37								
		56	29	1	2.91								
		小計		*28	*23	2359	1828.93						
		低質材		6~46	6~29	1171	487.75						
		小計		*22	*19	1171	487.75						
		樹種計				3530	2316.68						

*小計の径級、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

	用材区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)
89は (毎木: 樹高曲線) 計	一般材	N	2,362	1832.27
	低質材	N	1172	489.49
	低質材	L	31	2.64
	計			3,565

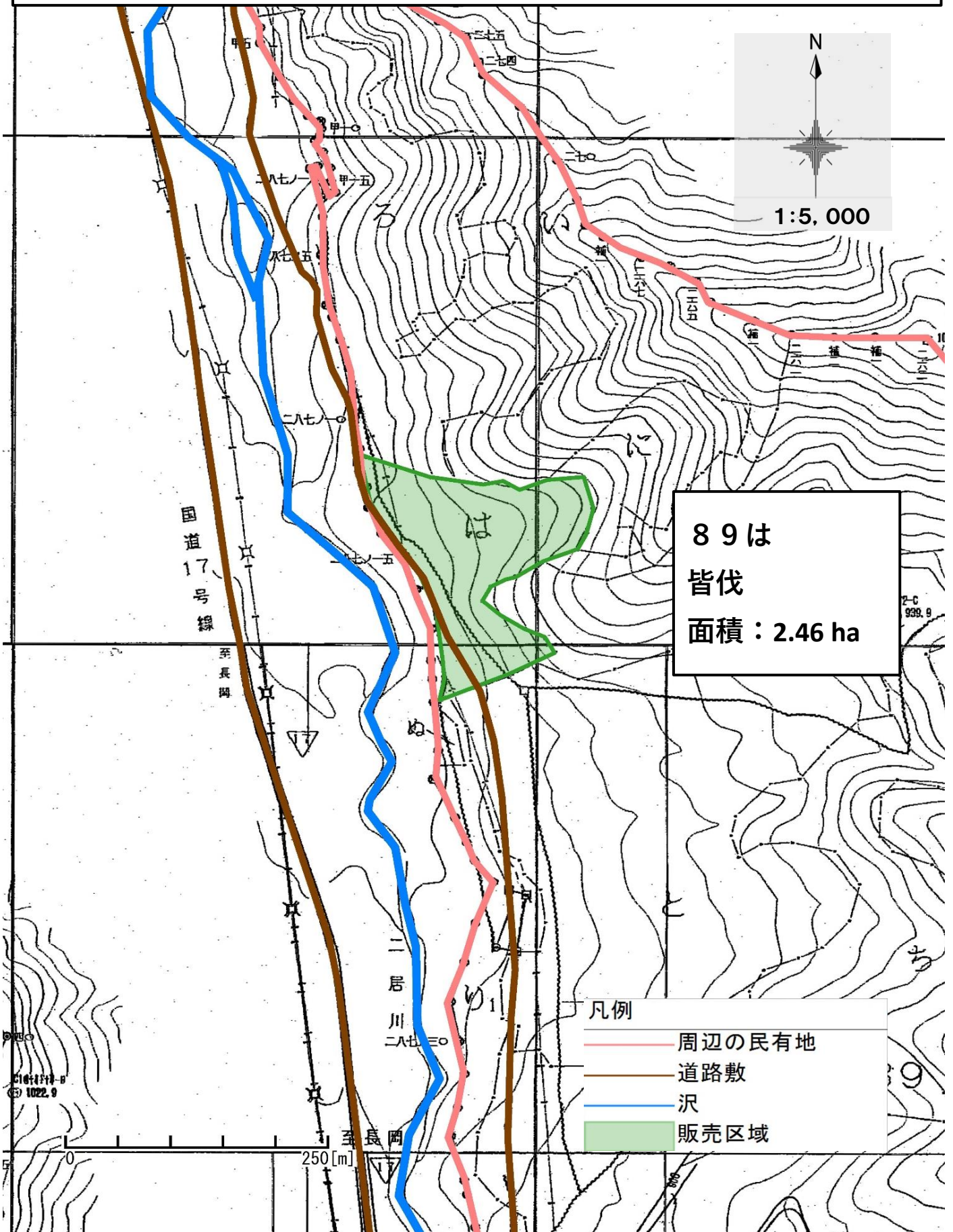
第3号物件 89は 位置図

所在地：南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷山国有林



第3号物件 89は 詳細図

所在地：南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷山国有林



第3号物件 写真



南魚沼郡湯沢町大字三国東谷山国有林 89は林小班



南魚沼郡湯沢町大字三国東谷山国有林 89は林小班

●下記のURLまたはQRコードより360°画像をご覧いただけます。

<https://r07263881.theta360.biz/t/9aecc516-f094-11ed-9e3d-060182f6995f-1>



特記事項

- 1 物件を買受けた方は、伐採及び搬出に関して労働安全衛生等に十分配慮し、「搬出の制限事項等について」や搬出期間等を厳守のうえ作業を行ってください。
なお、作業着手前に必ず「事業計画書」、「無料利用請書(区域外の利用がある場合)」等を管轄森林事務所へ提出してください。
- 2 分収育林・分収造林の物件がありますので、代金の納入方法については「分収育林・分収造林の代金納入について」を参照してください。
- 3 森林作業道作設にあたっては別紙「特約事項」のとおりとしてください。
- 4 保安林指定区域内においては、立木の伐採及び作業道を作設するにあたり、県の許認可が必要です。詳しくは、新潟県南魚沼地域振興局 農林振興部 林業振興課(立木伐採)(Tel:025-772-8262)、庶務課農用地係(作業道作設)(Tel:025-772-3913)にお問い合わせください。
- 5 以下、各物件について。
 - ① 1号物件(126わ2林小班)(分収育林)
 - ・ 当該物件は分収育林で、伐採方法は皆伐となります。
 - ・ 当該物件は、伐採後の再生林の関係上伐区③→伐区①→伐区②の順に搬出いただくことを想定しています。
 - ・ 貸付地等に関する注意事項は以下のとおりです。
 - 万太郎山への登山道について
伐区1及び伐区2の間には、万太郎山への登山道が存在しています。自然環境保全の観点から、フォワーダ道作設にあたっては登山道の保全と利用客の通行に配慮する必要があります。
 - 国土交通省管轄道路および貸付地について
当該物件に隣接する道路は国土交通省が管轄しております。また、町道終点から当該物件までの道路は国土交通省 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所へ貸付しております。作業前後の連絡は不要ですが、通行に際し大きく道路を傷めてしまった場合は、作業開始前程度までの原状復旧をお願いします。
 - ② 2号物件(74わ・か1・か2・よ林小班)
 - ・ 当該物件の伐採方法は皆伐となります。
 - ・ 水源かん養保安林に指定されています。
 - ・ 貸付地等に関する注意事項は以下のとおりです。

■国道353号線について

国道に搬出路を取り付ける場合、「道路工事施行承認申請書」の手続きが必要となります(道路区域にかかる部分のみ)。道路区域にアスファルト舗装等を施工する場合、「占有許可申請」が必要となります(原形復旧の必要はなく、そのまま帰属する)。道路に丸太を置いたり、看板等を設置したりする場合は、「道路占用許可申請」が必要となります。交通誘導員の配置や交通規制を設ける場合は「道路使用許可申請(警察署)」が必要となります。

搬出路の路線が確定したら事前に道路区域の確認を行うため、新潟県南魚沼地域振興局 地域整備部 庶務課 行政係(Tel:025-772-3952)に連絡をお願いします。

■送電線について

区域内を送電線が通過しているため、作業時には注意してください。送電線下(鉄塔の一番外側から左右3m幅)には、休憩小屋などの建物を設置することができません。バックホウ程度であれば連絡は不要ですが不明な点がある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社信濃川電力所送電グループ(Tel:025-765-2123)に連絡をお願いします。

③ 3号物件(89は林小班)(分収造林)

- ・ 当該物件は分収造林で伐採方法は皆伐となります。
- ・ 貸付地等に関する注意事項は以下のとおりです。

■歩道敷について

当該物件に隣接する歩道敷は湯沢町に貸付しています。車両の通行は可能ですが、歩行者には十分に注意してください。原則として作業前後には湯沢町役場 産業観光部 観光商工課(Tel:025-784-4850)の担当者と現地立会を行い、作業終了後は原状復旧とします。

■水道敷について

区域内および歩道敷直下に湯沢町に貸付している水道敷があります。作業時には損傷させないように十分ご注意ください。また、作業開始前には湯沢町役場 地域整備部 上下水道課(Tel:025-784-4853)の担当者と現地立会をお願いします。

■電柱・架線について

歩道敷沿いに電柱及び架線があるので、それらを避け十分注意して作業してください。立木や枝が接触している場合、そのまま伐採すると架線を損傷させるおそれがあるため、東北電力株式会社魚沼電力センター配電技術サービス課(Tel:025-770-0604(ダイヤルイン))に連絡をお願いします。やむを得ず、電柱の移動が必要になった場合は、東北電力株式会社魚沼電力センター配電計画課(Tel:025-719-6010(直通))に連絡をお願いします。

特約事項（立木販売）

（伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
(詳しくは、関東森林管理局ホームページの「国有林野における林地保全に配慮した施業の推進について（立木販売・製品生産事業における取組）」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html)
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、中越森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。
添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - (3) 買受人は、(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、中越森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、中越森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - (1) 路網
 - ア 配置
 - (ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。

- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、横断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場所は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋没することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 中越森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は中越森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

搬出の制限事項等について

- 1 販売した立木については、原則全て伐倒、搬出してください。
なお、搬出未済物件が出た場合、棄権の手続きを取り売買代金は返納しません。
- 2 末木枝条及び残材等を沢に入れないでください。また、極力まとめて集積してください。
- 3 搬出路については、林地が崩壊することのないよう安定した箇所を選定し、林地への影響が最小限となるような路網にしてください。また、水切り等を行うことにより、搬出に伴い発生する泥水等が直接沢や公道等に流れ込まないように注意してください。
- 4 石標、コンクリート標等の官民境界標識は、国有林と民有林との境界を示す大切なものですので、伐採及び搬出にあたっては、官民境界標識の毀損、亡失、抜去等のないように作業を進めるようお願いいたします。万が一、毀損等があった場合は、買受人の責任において境界標識の復元をしていただきます。
- 5 林産物の搬出に使用するトラックについて、運搬区間を走行できるか幅員・耐荷重等現地確認のうえ、入札してください。
- 6 公道利用及び私有地利用における申請については、買受人において所定の手続きを行うこととなります。また、冬季期間は公道および林道等の通行ができない場合があります。
- 7 売払区域外に作業道等を作設しようとする場合は、別途申請のうえ、中越森林管理署長の承認を受けてから作設してください。
なお、保安林等の法令制限がある森林については、売払区域の内外を問わず所定の手続きにより許可を得たうえで、中越森林管理署長の承認を受けることとなります。
- 8 間伐売払い区域内の搬出路の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないよう搬出路を検討していただくとともに、搬出支障木の調査及び売払いは、原則1回とします。

9 搬出支障木の調査・手続きや保安林の伐採・形質変更協議には時間を要することから、予め余裕をもって管轄する森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証書の写しを中越森林管理署長に提出のうえ、作業に着手することとなります。

10 狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を、作業地の入口等明瞭な箇所に掲示してください。

11 事故や災害が起きた場合には、速やかに管轄森林事務所及び中越森林管理署へ連絡してください。

その他、現地案内時に説明する事項や中越森林管理署長が特に指示する事項には従ってください。

分収育林・分収造林の代金納入について

1号物件は分収育林契約箇所、3号物件は分収造林契約箇所となっています。

分収育林および分収造林箇所の販売の場合、通常の立木販売の代金納入方法と異なりますので、以下の項目をご理解のうえ、入札に参加されるようお願い申し上げます。

- ① 国の持分に係わる代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。
- ② 分収育林・分収造林契約者の持分に係わる代金については、各分収育林・分収造林契約者の金融機関口座に振り込んで頂きます。
- ③ 振込に係る手数料は、立木を買い受けた者の負担となります。
- ④ 分収育林・分収造林契約者の持分に係わる代金については、延納は認められません。
- ⑤ 販売予定価格の評定にあたって、振込手数料は控除してあります。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官
中越森林管理署長

澤井 良一 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

中越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

立木販売箇所の事業計画書

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地:

名称:

代表者名:

電話:

安全指導等の記録 No.1

指導年月日 指導者名	作業の内容		安全指導等の内容
	従事者の数		
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			

区分	内容
場所及び数量等	契約方法 ・ 公売・随契 契約月日 令和 年 月 日
	契約場所 ・ 国有林 林班 小班 (全・内)
	契約数量 ・ 面積 ha ・ 樹種 外 ・ 材積 m3
伐採方法	伐採方法 ・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他 ()
	作業の形態 ・ 自社 ・ 下請 ・ その他 ()
	作業期間 ・ (自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日
搬出方法	搬出方法 ・ 架線集材 ・ トラクター集材 ・ その他 ()
	従事作業員の内訳 ・ 作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
	住所:
下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	名称:
	代表者:
	電話:
現場責任者の氏名等	氏名: tel:
	林業架線作業主任者 氏名:
	地山掘削作業主任者 氏名:
車両系建設機械運転 氏名	氏名:
	かかり木の処理業務 氏名:

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採区域の確認</p> <p>① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	
<p>(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計</p> <p>① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。</p>	
<p>(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工</p> <p>① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。</p>	
<p>(4) 作業実行上の配慮</p> <p>① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。</p>	
<p>(5) 事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p>	
<p>(6) 生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。</p>	

入札時の注意事項について

- 一． 入札番号の記入漏れは有りませんか。
- 二． 金額の間違い、特に桁違いに注意してください。
- 三． 入札の年月日は必ず記入してください。
- 四． 署名又は記名漏れはございませんか。

以上の項目について、お間違えのないようお確かめのうえ入札されるようお願いいたします。

中越森林管理署長